

山鹿市分別収集計画
(第 10 期)

令和 4 年 7 月
熊本県山鹿市

山鹿市分別収集計画

令和4年7月

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、これまでの「大量生産」「大量消費」「大量廃棄」に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市では、平成31年4月から新たな焼却場として「山鹿市環境センター」が稼働を開始し、また令和4年3月末日でこれまで資源ごみ等の中間処理を担っていた「山鹿植木広域行政事務組合リサイクルプラザ」が閉鎖し、同年4月から市内民間事業者へ資源ごみ等の中間処理を委託した。それより、可燃ごみの自己搬入の有料化や一部の資源ごみの分別区分の修正等を行った。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて、家庭ごみの容積比の約6割、重量比で約2～3割という大きな割合を占め、かつ、再生資源としての利用が可能な容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リユース・リデュース・リサイクル）を推進する目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効活用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 排出される廃棄物の減量化及び資源化を推進する。
- (2) 市内関係者が一体となった廃棄物循環型社会づくりを進める。
- (3) 環境やごみ問題等に関する教育、啓発の充実を図る。

3 計画期間

本計画は、令和5年4月を始期とする5年間（令和5年度～令和9年度）とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装（白色トレイ含む）を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位；t）

| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 容器包装 廃棄物 | 2, 868 | 2, 821 | 2, 769 | 2, 745 | 2, 693 |

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場で役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

① 施設を活用した環境教育・環境学習

平成31年4月に稼働を開始した山鹿市環境センターを中心に、学校や地域からの施設見学を積極的に受け入れ、施設の見学だけでなく映像などを活用した環境教育等を通じ、ごみ・環境問題に対する知識や理解を深める。

② 出前講座等の実施

行政区や市民団体等を対象とした出前講座に職員を派遣し、ごみ・環境問題に対する理解と関心を持ってもらうように努める。

③ 情報提供の充実

市のホームページややまが環境便等を活用し、ごみ出しのルールや制度に関する情報提供を行うことで、分別排出の徹底を図る。

④ 分別区分の周知

「家庭ごみ分別辞典」の修正等により、これまでの分別区分が変更となる品目が発生するため、市民にとって、より分別が分かりやすく、分別の意欲の維持を目指し、分別辞典を改定する。令和5年度までに改定した分別辞典の全戸配布を行い、分別の周知に努める。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

| 分別収集をする容器包装廃棄物の種類 | | 収集に係る分別の区分 |
|---|--------------|--------------------------|
| 主としてスチール製の容器 | | かん類 |
| 主としてアルミニウム製の容器 | | |
| 主としてガラス製の容器 | 無色のガラス製容器 | びん類 |
| | 茶色のガラス製容器 | |
| | その他の色のガラス製容器 | |
| 主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く） | | 紙パック |
| 主として段ボール製の容器 | | ダンボール |
| 主として紙製の容器包装であって上記以外のもの | | 雑がみ類 |
| 主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、醤油、または調味料を充てんするためのもの | | ペットボトル |
| 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの | | プラスチック製容器包装 （白色トレイ含む） |

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(単位：t/年)

| 分別収集する容器包装の種類 | 令和5年度 | | 令和6年度 | | 令和7年度 | | 令和8年度 | | 令和9年度 | |
|---|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| 主としてスチール製の容器包装 | 20 | | 19 | | 19 | | 19 | | 18 | |
| 主としてアルミニウム製の容器包装 | 36 | | 36 | | 35 | | 35 | | 34 | |
| 無色のガラス製容器 | (合計) | | (合計) | | (合計) | | (合計) | | (合計) | |
| | 100 | | 99 | | 97 | | 96 | | 94 | |
| | (引渡) | (独自処理) | (引渡) | (独自処理) | (引渡) | (独自処理) | (引渡) | (独自処理) | (引渡) | (独自処理) |
| | 100 | 0 | 99 | 0 | 97 | 0 | 96 | 0 | 94 | 0 |
| 茶色のガラス製容器 | (合計) | | (合計) | | (合計) | | (合計) | | (合計) | |
| | 90 | | 88 | | 87 | | 86 | | 85 | |
| | (引渡) | (独自処理) | (引渡) | (独自処理) | (引渡) | (独自処理) | (引渡) | (独自処理) | (引渡) | (独自処理) |
| | 90 | 0 | 88 | 0 | 87 | 0 | 86 | 0 | 85 | 0 |
| その他の色のガラス製容器 | (合計) | | (合計) | | (合計) | | (合計) | | (合計) | |
| | 46 | | 45 | | 44 | | 44 | | 43 | |
| | (引渡) | (独自処理) | (引渡) | (独自処理) | (引渡) | (独自処理) | (引渡) | (独自処理) | (引渡) | (独自処理) |
| | 46 | 0 | 45 | 0 | 44 | 0 | 44 | 0 | 43 | 0 |
| 主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く) | 6 | | 6 | | 6 | | 6 | | 6 | |
| 主として段ボール製の容器 | 81 | | 80 | | 78 | | 77 | | 76 | |
| 主として紙製の容器包装であって上記以外のもの | (合計) | | (合計) | | (合計) | | (合計) | | (合計) | |
| | 44 | | 43 | | 42 | | 42 | | 41 | |
| | (引渡) | (独自処理) | (引渡) | (独自処理) | (引渡) | (独自処理) | (引渡) | (独自処理) | (引渡) | (独自処理) |
| | 0 | 44 | 0 | 43 | 0 | 42 | 0 | 42 | 0 | 41 |
| 主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料用又は醤油を充てんするためのもの | (合計) | | (合計) | | (合計) | | (合計) | | (合計) | |
| | 105 | | 103 | | 101 | | 100 | | 98 | |
| | (引渡) | (独自処理) | (引渡) | (独自処理) | (引渡) | (独自処理) | (引渡) | (独自処理) | (引渡) | (独自処理) |
| | 0 | 105 | 0 | 103 | 0 | 101 | 0 | 100 | 0 | 98 |
| 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの | (合計) | | (合計) | | (合計) | | (合計) | | (合計) | |
| | 197 | | 194 | | 191 | | 189 | | 186 | |
| | (引渡) | (独自処理) | (引渡) | (独自処理) | (引渡) | (独自処理) | (引渡) | (独自処理) | (引渡) | (独自処理) |
| | 197 | 0 | 194 | 0 | 191 | 0 | 189 | 0 | 186 | 0 |
| (うち白色トレイ) | (合計) | | (合計) | | (合計) | | (合計) | | (合計) | |
| | 6 | | 6 | | 6 | | 6 | | 6 | |
| | (引渡) | (独自処理) | (引渡) | (独自処理) | (引渡) | (独自処理) | (引渡) | (独自処理) | (引渡) | (独自処理) |
| | 6 | 0 | 6 | 0 | 6 | 0 | 6 | 0 | 6 | 0 |

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度（令和3年度）の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は次のとおり設定した。

| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 人口 | 48,721人 | 47,990人 | 47,270人 | 46,561人 | 45,863人 |
| 対前年度比 | ▲1.5% | ▲1.5% | ▲1.5% | ▲1.5% | ▲1.5% |

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、自治会や市民団体等が容器包装廃棄物を集団回収や店頭回収等することについては、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

| 容器包装廃棄物の種類 | | 収集に係る分別の区分 | 収集・運搬段階 | 選別・保管段階 |
|------------|----------------------------|-------------|------------------------|----------------------------|
| 金属 | スチール製容器 | かん類 | 市の委託事業者による ステーション収集 | 市の委託事業者による中間処理 （選別・保管等） |
| | アルミニウム製容器 | | | |
| ガラス | 無色のガラス製容器 | びん類 | | |
| | 茶色のガラス製容器 | | | |
| | その他の色のガラス製容器 | | | |
| 紙類 | 飲料用紙製容器 | 紙パック | | |
| | 段ボール | ダンボール | | |
| | その他の紙製容器包装 | 雑がみ類 | | |
| プラスチック | ペットボトル | ペットボトル | | |
| | その他のプラスチック製容器包装 (白色トレイ) | プラスチック製容器包装 | | |

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

令和4年3月末で閉鎖したリサイクルプラザに替わる新たな施設は整備せず、市内民間事業者所有の施設とする。

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

出前講座や行政区等の各種会合で、容器包装廃棄物の分別収集の必要性等の周知に努め、分別の徹底を図る。